

「やさしいことば」は誰のためか
— 「やさしい日本語」とドイツの「やさしいことば」
(Leichte Sprache) の比較から¹

„Leichte Sprache“ für wen? – Ein deutsch-japanischer Vergleich

木村護郎クリストフ
KIMURA Goro Christoph

Zusammenfassung

Trotz der geographischen und sprachtypologischen Entfernung lassen sich im Deutschen und Japanischen einige ähnliche Entwicklungen feststellen. Dazu gehören auch Initiativen zur vereinfachten Sprachgestaltung für besondere Zwecke. Im deutschsprachigen Raum haben sich in den letzten Jahren die Konzeptionen „Leichte Sprache“ und „einfache Sprache“ entwickelt. In Japan ist auch von einer leichten bzw. einfachen Variante des Japanischen (*Yasashii Nihongo*) die Rede. Trotz der ähnlichen Bezeichnungen unterscheiden sich diese Sprachkonzepte in den beiden Sprachräumen in wesentlichen Punkten. Während in den deutschsprachigen Konzeptionen oft Personen mit deutscher Muttersprache im Vordergrund stehen, u.a. Personen mit Leseschwierigkeiten, wurde die japanische Variante in erster Linie für die Integration von Migranten vorgeschlagen. In Deutschland versuchte man, diese Varianten rechtlich zu verankern, in Japan gingen die Bemühungen eher dahin, einen erleichterten Zugang zum Japanischlernen zu didaktisieren. In Deutschland werden oft

1 本稿は、科研費基盤研究 (B) 「やさしい日本語を鍵概念とする言語教育、言語研究、言語政策に関する総合的研究」(研究代表者：庵功雄)(2021年4月1日～2025年3月31日)による研究成果の一部であり、木村(2021)をもとに発展させたものである。「やさしい日本語」に関する政策に関しては柳田直美氏からご教示をいただいた。感謝して記す。

Regeln betont, die man befolgen soll. Es gibt auch Zertifizierungen für Texte in Leichter Sprache. In Japan gibt es zwar auch sprachliche Orientierungen, wie man ein leichtes Japanisch gestalten kann, aber es wird mehr Wert auf die „innere Haltung“ gelegt, d. h. auf die Bereitschaft, die eigene Sprache dem Kommunikationspartner anzupassen. Ein Austausch von Ideen und Erfahrungen beider Länder könnte für beide Seiten interessante Einblicke geben und dazu beitragen, die eigene Herangehensweise zu relativieren und alternative Möglichkeiten zu bedenken.

1. はじめに

近年、「やさしい日本語」という概念をしばしば見聞きするようになった。しかし「やさしいことば」に関する取り組みが行われているのは日本だけではない。本稿では、なかでもドイツの *Leichte Sprache* (やさしいことば) に注目して、日本との比較を試みることで、「やさしいことば」をめぐる議論を先に進める一助としたい。日本語とドイツ語を比較する意義としては、両言語が、話し手の数が類似すること以上に²、その使用地域が類似する課題を抱えていることがあげられる。日本でもドイツでも近代化の過程で、言語的に均質な国民国家をめざす歩みがみられたが、近年は、少子高齢化に伴う移民受け入れの必要性が議論されるなど、社会の多様性と向き合うことが改めて課題となっている。「やさしいことば」への注目の高まりは、均質な国民を対象とする単一の標準語の限界が認識されるようになったことの一つの現れと考えられる。なお、ドイツ語はドイツ以外のいくつかの国でも国語や公用語となっているが、ここではドイツにしぼる。

ドイツの「やさしいことば」について、日本ではオストハイダ (Ostheider) (2019) と菅谷 (2020) によりそれぞれ要点が簡潔に紹介されて日本の動向と対比されているが、本稿では、誰のための「やさしいことば」かという観点を念頭におきつつ、より詳しく日本の「やさしい日本語」との共通点と違いを整理したい。なお、*leicht* には、日本の「やさしい」と違って「優し

2 両言語の国際的な地位については木村他 (2020) 参照。

い」という意味は含まれないので、「易しい」という意味に限られる。また Sprache (言語) となっているが、実質的にはドイツ語を指す。以下、本稿では「やさしい日本語」と区別して述べる際は、便宜上、「やさしいドイツ語」とする。

本稿では、はじめに、ウェブサイトを手がかりに両国における「やさしいことば」の位置づけの違いを示す。そして、それぞれの経緯と展開を比較したうえで、双方の概念の異同を検討する。最後に、今後の課題をあげる。なお、両国ともに、公文書などを一般市民向けにわかりやすくする動きがあり、「やさしいことば」と連動するが、それらの動きは、そもそも元の文章を変更して置き換えるものであるため、翻訳や独自の作成によって追加的に用いられることが多い「やさしい言語」とは異なる性質を持つ。そこで、紙面の都合もあり、本章では考察範囲から除外する。

2. ウェブサイトにみる「やさしい日本語」と「やさしいドイツ語」の位置づけの違い

まず両国政府のウェブサイトを見てみよう。日本の首相官邸のウェブサイトでは、日本語に加えて、英語と中国語で情報が提供されている。ドイツの連邦政府のホームページを見ると、ドイツ語以外にも、英語、フランス語が選択できる言語としてあげられ、さらに手話と Leichte Sprache によるページにつながるアイコンが設置されている。

こうしてみると、日独の政府のウェブサイトは、国際語としての英語と国際的にも使用者の多い隣国の言語で情報が提供されていることは共通しているが、ドイツの方がやさしいことばに関する公的な取り組みが進んでいると思われるかもしれない。では、ドイツの方が、「やさしいことば」の施策が充実しているのだろうか。

日独の違いをさらに明確化するため、「やさしいことば」が含まれる日独のウェブサイトをいくつかとりあげる。両国とも、自治体での情報提供にしばしば使われているので、例として、まず日本とドイツの首都のウェブサイトを取りあげる。

4 木村護郎クリストフ

東京都のホームページ³を見ると、右上に language とあり、そこをクリックすると言語選択のできるページが現れる。このページの URL は、foreign language となっている⁴。そこには「東京都公式ホームページでは英語、中国語、韓国語のサイトを用意しております。」と書いてある。そして、説明なしに、この3言語へのリンクの下に「やさしい日本語」のページへのリンクがある。その「やさしい日本語」ページへのリンクをクリックすると、「やさしい日本語 (にほんご) ・キッズコーナー」という題名のページに飛ぶ。URL は kids となっている⁵。つまり、「やさしい日本語」は、最初は「異言語」(外国語)に含まれていたが、今度は「子ども向け」と一緒の分類になっている。それぞれ、「異言語」、「子ども向け」のページが先あって「やさしい日本語」が後から加わったので、このような変則的な URL になっていると考えられる。「やさしい日本語 (にほんご)」に関して挙げられている内容は、「あたらしい コロナウイルスの びょうきについて (新しい コロナウイルスの 病気について)」⁶の他、「外国人 (がいこくじん) のための生活 (せいかつ) ガイド」、「外国人 (がいこくじん) 向け 災害時 (さいがいに) に役立つ (やくだつ) 情報 (じょうほう)」などであり、明確に外国人を対象としている。その下に、「キッズコーナー」が別項目として置かれている。すなわち、「やさしい日本語」は子どもを念頭においたものではないが、情報を易しくしたという意味で、子ども向けと一緒に置かれているのだろう。

一方、ドイツの首都ベルリンのウェブサイト⁷では、選択できる言語はドイツ語、英語、フランス語、イタリア語になっており、「やさしいことば」は言語の一覧にはない。しかし、市政府のさまざまな部局のページをみていくと、Barrierefrei (バリアフリー) というアイコンがある。そこをクリックすると、部局によっては Leichte Sprache (やさしいことば) および手話が選択できるようになっており、それぞれの部局について「やさしいこ

3 <https://www.metro.tokyo.lg.jp/> (2023年12月4日確認；以下同)

4 <https://www.metro.tokyo.lg.jp/foreignlanguage.html>

5 <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/koho/kids/kids.html>

6 ここをクリックすると、新型コロナウイルスに関する都の情報サイトが開く。そこには、「外国人の方へ (For Foreigners)」というコーナーに英語、中国語、韓国語と共に「やさしいにほんご」による情報が掲載されている。

7 <https://www.berlin.de/>

とば」で書かれたページと手話の動画が掲載されたページにつながる。

次に、同一の主題に関する公的な情報提供における「やさしいことば」の位置づけを見てみよう。日本の厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症について」というサイトをみると⁸、「多言語情報 (Multilingual information)」と題された項目があり、そこをクリックすると、英語や中国語での情報の他、「しごとやせいかつのしえんについて」として、「やさしい日本語」で書かれたページが用意されている。

一方、ドイツの健康省の感染症対策のページ⁹では、ドイツ語の他、右上に二つのアイコンがあり、「手話」(Gebärdensprache)と「やさしいことば」が別々に選べるようになっている。なお、コロナ危機最中(2021年6月確認)の特設サイト(zusammengegencorona.de)では、言語選択として、ドイツ語、アラビア語、英語、スペイン語、ロシア語、トルコ語のページが選べたが、多言語での情報は現サイトでは見当たらない。機械翻訳で対応できるということだろうか。

以上のごく簡単な比較から既に明確なのは、日本では「やさしい日本語」が主に日本語を母語としない外国人を念頭において「多言語対応」の一環として位置づけられているのに対して、ドイツでは、「バリアフリー」という範疇で、手話と並んで社会福祉の一環として「やさしいドイツ語」が理解されているということである。すなわち、単にドイツが「進んでいる」のではなく、そもそもの目的が「異なっている」のである。その違いの根本には、誰のための「やさしいことば」か、という違いがある。

3. 両国における「やさしいことば」の生成と展開

このような位置づけの違いの背景には、両国において「やさしいことば」が生成、展開してきた経緯の相違がある。ここでは「やさしい日本語」と「やさしいドイツ語」それぞれの生成の経緯と目的、重点、政策・法制化を順に検討する。その際、日本については、本稿の参考文献にあげたものなどを含め、既にさまざまな日本語文献が出ているので、本稿ではドイツの事情をより詳細に述べる。

8 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

9 <https://www.infektionsschutz.de/coronavirus/>

3.1 経緯と目的

日本では、1995年1月17日の阪神・淡路大震災をきっかけに、災害など緊急時の外国出身者への情報提供のために提案された減災のための「やさしい日本語」が、「やさしい日本語」という概念が広がった原点とされる(岩田2013)。その後、日本に住む外国出身者との「多文化共生」に関して、平時におけるやさしい日本語の可能性が注目され、自治体においても「やさしい日本語」による情報提供が行われるようになった。また観光における取り組みも見られる¹⁰。このように、「やさしい日本語」は主に「外国人への情報提供」という観点から広がってきたといえる。しかし、「やさしい日本語」の射程はそれにとどまらない。庵編著(2020:i)では、「やさしい日本語」は「外国人に対する情報提供」以外にも、地域社会の共通語、外国にルーツを持つ子どもやろう児に対する日本語教育、[知的]障害を持つ人に対する情報保障、一般の日本語母語話者にとって「日本語の表現」を考え直すきっかけとして活用できるとしている。こうして、「やさしい日本語」は、日本に住む全ての人にとって意味のある概念として提起されていることになる。ただし、その意味は様ではない。日本語を母語としない人や知的障害者にとっては情報保障、日本語を学ぶ子どもにとってはより早く日本語で表現できるようになるための道筋、そして多くの日本語母語話者にとっては、異なる言語を母語とする住民と意思疎通をはかる手段、そしてわかりやすい日本語をめざす手がかりということになろう。

ドイツにおいても、「やさしいことば」の源流は1990年代半ばにさかのぼる。しかし、その文脈は全く異なっている¹¹。1974年にアメリカ合衆国で設立された知的障害者の団体ピープルファースト(People First)が知的障害者にも読みやすい情報を求める運動(Easy Read)を1996年以降、展開しはじめた。その動きがドイツに伝わり、1997年にはドイツでも学習困難者のネットワークが形成され、2001年にアメリカの団体のドイツ版である「人間第一」(Mensch zuerst – Netzwerk People First Deutschland)が結成された。学習困難者/知的障害者の自己決定と対

10 やさしい日本語ツーリズム研究会 <https://yasashii-nihongo-tourism.jp/>、加藤編著(2019)等参照。

11 ドイツの経緯については、Kellermann 2014、菅谷 2020、「人間第一」のウェブサイト(<http://www.menschzuerst.de/>)参照。

等な社会参加のための前提として重視されたのが言語であり、2000年には、やさしいドイツ語による辞典が刊行された。さらに、2006年にはNetzwerk Leichte Sprache (やさしいことばネットワーク)という、関連団体や個人の連合が設立され、「やさしいことば」に関する取り組みの中心的存在になってきた。なお、日本でも「ピープルファースト」の影響を受けた知的障害者交流集会在1994年から続けられ、2004年には全国組織「ピープルファースト・ジャパン」が結成されているが、言語の問題は活動内容にあがっていない(菅谷2020)¹²。

このように、福祉の側面が強く、「やさしいことば」がバリアフリーの一環として行われているドイツでは、「やさしいことば」が車椅子と比較されることがある¹³。つまり、歩行に困難がある人に車椅子が用意されるように、言語面で社会的な困難を抱えさせられている人に対して「やさしいことば」を提供するということになる。よって、「やさしいことば」は言語面における車椅子のような存在であるという論理がドイツではみられる。また、階段が車椅子の人にとって困難をもたらすように、学習困難者にとっては難しい文章が障害になるため、やさしいことばが必要であるというように(Nickel 2014)、障害の「社会モデル」に基づく障害学的な視点がみられる。

このように学習困難者／知的障害者に関する取り組みから始まった「やさしいドイツ語」であるが、一般にみられる「やさしいドイツ語」に付された説明では、あえて対象を特定せず、「全ての人理解できるように」という書き方になっていることが多い。ただし実際の必要性についてはやはり特定の人々を念頭においている。やさしいことばネットワークのウェブサイト¹⁴では、「やさしいドイツ語」が有用な人として学習困難者を一番先にあげたうえで、それに加えて、ドイツ語以外の言語を子どものときに学んだ人および認知症の人をあげている。「やさしいドイツ語」の研究者は、学習困難者とは別に知的障害者をあげたうえで¹⁵、さらに、聴覚障害

12 同会ウェブサイトも参照 <https://www.pf-j.jp/>。

13 ヒルデスハイム(Hildesheim)大学の「やさしいことば」の説明(<https://www.uni-hildesheim.de/leichtesprache/ueberleichte-sprache/faqs/>)。

14 <https://www.leichte-sprache.org/das-ist-leichte-sprache/>

15 やさしいことばネットワークでは、障害者という表現を避けて、知的障害者を学習困難者に含めている。

者（ろう者）、読み書きが得意でない機能的非識字者をもそれぞれの推計人数とともにあげている（表1）。この対象者一覧では、認知症の人が数としては一番多い。最近刊行された「やさしいドイツ語」の手引き（Gross 2023）が、同書が役に立つ人として社会福祉や健康関係の専門家の他、「高齢者、特に認知症の人の家族など」をあげているのは興味深い。なお、ニッケル（Nickel 2014）は、読み書きが得意ではない人の数はさらに多いとして、ドイツの成人人口の40%以上にとって「やさしいことば」は有益であるとしている。

表1 ドイツにおける「やさしいことば」の主な対象者
（Bredel & Maaß 2016: 142 による）

やさしいことばの主な対象者	推定人数
学習困難者	47万
知的障害者	40～80万
認知症の人	130万
言語習得前聴覚障害者	8万
機能的非識字者	75万
ドイツ語第二言語話者	100万以上

このような射程範囲をふまえて、「やさしいドイツ語」の果たすべき機能としては、「参加機能」、「学習機能」、「架け橋機能」の3点があげられる（Bredel & Maaß 2016: 56-57）。最初にあげられるのが、社会参加である。これは当初は学習困難者／知的障害者を念頭においていたが、高齢者やろう者、またより広く機能的非識字者にも拡張されている。次に、ドイツ語学習者のための学習機能があげられている。これは学習における過渡的な位置づけとしての「やさしいことば」の活用という点では日本語教育における「やさしい日本語」に対応している。ただし日本語教育においては、早く上級まで進めるように有用な形式・用法を優先的に学ぶという意味での「やさしい日本語」を含むのに対して、教育での「やさしいドイツ語」の活用は、学習者にとって読みやすいテキストを提供するという限定された意味である。3つめの架け橋機能は、「通常の」ことばと「やさしいことば」

の二つの文書形態を行き来できるようにして、例えば、この箇所は分からないから「やさしいことば」で確認するけれども、別の箇所は一般のことばで読むといったことを可能にするということを指す。これは、「やさしいことば」が従来の標準語にとって代わるものではなく、あくまでも付加的なものであることを示している。

3.2 重点

このように、「やさしいことば」が念頭におく主な対象者も、果たすことが期待されている役割も、日本とドイツでは、ずれがみられる。双方の違いは、取り組みにおいて何を強調するかという重点の置き方において、より顕著である。日本においては、公的文書やメディアにおける書き換えについては一定の技術が求められるものの、一般の日本語母語話者が「やさしい日本語」について考えるときに最も重要なのは技術ではなくマインド(考え方、気持ち)であるということが強調されている(庵 2019、庵編著 2020:58, 66)。これは、やさしい日本語は専門家が行うべきことであって一般市民には関係ないという理解や、マニュアル的に書き換えて済ませばいいという発想を避けるためだと理解できる。また「やさしい日本語」は特定の表現を指すものではなく、「『これは〈やさしい日本語〉です。これはそうではありません。』といった捉え方をすべきものではない」(庵編著 2020:65-66)とされる。日本語教育における「やさしい日本語」についても、特別な変種ではなく「普通の日本語」を目標としていることが述べられる(同上 :67)。

それに対して、ドイツでは、「やさしいドイツ語」には「確固たる規則」(feste Regeln)があることが強調される¹⁶。そこから外れるものは「やさしいドイツ語」ではないということになる。この確固たる規則のなかでも最も重要な規則としてあげられているのは、「やさしいドイツ語」の基準に沿っていることを点検するということである。その点検は、学習困難者が行うことになっている。これは、やさしいことばの「専門家」は学習困難者であるということである。つまり、自分が分かるか分からないかというのが確認できるので、当事者が判断するのが妥当ということだろう。品

16 <https://www.leichte-sprache.org/das-ist-leichte-sprache/>

質を保証するため、やさしいことばネットワークでは、当事者の研修を行っている。このような、「やさしいことば」の規格化と当事者による点検の義務化というのが、日本と異なるドイツの大きな特徴といえるだろう。当事者点検は、学習困難者／知的障害者の就業を支援・拡大させるというねらいを含んでいる（菅谷 2020）。その意味でも、「やさしいドイツ語」は社会参加に資するものと考えられているといえよう。

ただし、「やさしいドイツ語」を規定する基準は一つではない。一つは、知的障害者の権利擁護を目指す国際組織「インクルージョン・ヨーロッパ」(Inclusion Europe) が 2009 年に作成した国際版の手引き、もう一つはやさしいことばネットワークがドイツ語を念頭において 2009 年に作成し、2013 にドイツ労働社会省ウェブサイトに掲載されて広まった手引きである。後者が最も広く使われていると考えられる (Maaß 2020: 71)。三つめが、次節で述べる、2011 年に制定されたバリアフリーに関する法令の付録 2 としてつけられた指針である。はじめの二つが広く一般的な使用のためのものに対して、三つめは政府文書を念頭においている。これらに挙げられた具体的な規則は、数も大きく異なり、順にそれぞれ 132、47、13 の規則が挙げられている。内容的にもかなり相違がある。表 2 は三つ全てに共通する共通する内容を 17 項目としてまとめて簡略化して示したものである。共通するからといって必ずしもこれらが最も重要な規則であるとは限らないが、規則の項目の例示としてあげておく。なお、2020 年以降、ドイツ労働社会省の委託によって、標準化された規則の勧告がドイツ規格協会によって検討されている。

表 2 「やさしいドイツ語」の三つの手引きの共通項目
(Bredel & Maaß 2016: 89, Maaß 2020: 75 による)

視覚・メディアデザイン	1	大きい文字サイズ
	2	文ごとに新しい行
	3	行末での分綴はしない
	4	テキストは左揃え
語構成	5	短い語
	6	合成語はハイフンで区切る
	7	略語は使用しない
	8	受動態は使用しない

語彙	9	わかりやすい語
	10	外来語は避ける
	11	外来語は必要に応じて説明する
文構成	12	短い文
意味論	13	否定形は使わない
テキスト	14	テキスト内で語彙を変えない：同じ概念は同じ語で
	15	重要な情報を先に
	16	明快な構成：小見出しを使う
	17	読み手に直接語りかける

規則に基づく点検がされていることを示すための認証マークもいくつか存在する(図1)。代表的なものが、インクルージョン・ヨーロッパとやさしいことばネットワークのものである。それに対して、これらは学術的な妥当性が保証されていないとして、学術的点検済(wissenschaftlich geprüft)という認証マークを提供する大学機関もある。



図1 認証マーク：左から、インクルージョン・ヨーロッパ、やさしいことばネットワーク、ヒルデスハイム大学の学術的点検済みマーク¹⁷

このような日独の違いを体現するのが、ろう者に関する「やさしいことば」の位置づけである。ろう者は、言語面でみれば、当該国の主要言語が母語ではない外国出身者に近い面と、障害者という側面をあわせもち(木村2020)、日本でもドイツでも「やさしいことば」の対象者として意識されている。日本の場合、安東/岡(2019: 261)は次のように述べる。

〈やさしい日本語〉には「易しい(=わかりやすい)」日本語の表記だけ

17 <https://www.inclusion-europe.eu/easy-to-read/>, <https://www.leichte-sprache.org/qualitaet/>, <https://www.uni-hildesheim.de/leichtesprache/forschung-und-projekte/pruefsiegel/>

ではなく、日本語の非母語話者のアウトプットに対して「優しい (=親切な・寛容な)」態度で接するという意味も含まれています。ろう者の場合、どちらかと言うと後者の「優しい」日本語が求められます。

一方、ドイツの場合は、誰を念頭に「やさしいことば」のテキストを作るかという際に、ろう者を基準にすれば、それがかなり汎用性のあるものになる、つまり外国人・障害者どちらにも有効なのではないかということが提起されている (Maaß et al. 2014: 59)¹⁸。すなわち、「マインド」を重視する日本と「規則」を重視するドイツの特徴がろう者において明確に表れているといえよう。

3.3 政策・法制化

次に、国レベルでの政策や法への「やさしいことば」の導入をみる。日本では、近年、「やさしい日本語」が国の政策でも言及されるようになってきている。2019年10月に公表された「生活・仕事ガイドブック (やさしい日本語版)」が政府横断的に作成された最初のやさしい日本語による文書とされる (やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議 2022: 1)。その後、政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和2年度改訂)」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 2020) およびそれを受けた総務省の「地域における多文化共生推進プラン (令和2年9月改訂)」(総務省 2020) は外国人支援のために行政・生活情報等を多言語化・やさしい日本語化する方針を打ち出している。また同年、出入国在留管理庁が文化庁と共に具体的な「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を出している。そこでは、在留支援のためにやさしい日本語で伝えるためには次のような三つのステップが重要であるとしている (同: 6)。

➤ステップ1: 文書を日本人 (この章では、日本語ネイティブ (日本語

18 リンク (Rink 2018) は、言語的なバリアの諸項目を提示しているが、それによると、ろう者は、「やさしいことば」の主な対象者のなかで、直面するバリアが知覚面 (音が入らない)、言語面 (ドイツ語が母語ではない)、文化面 (聴者の文化を必ずしも共有していない) など最も多岐にわたり、バリア指数が最も高い集団である (Rink 2018:49)。

母語話者)を表します。)にわかりやすい文章にします。

- ▶ ステップ2: 言葉をやさしく書き換えたり、漢字にふりがなをつけたりして、外国人(この章では、日本語能力がまだそれほど高くない非日本語ネイティブ(非日本語母語話者)を表します。)にもわかりやすくなるように直します。
- ▶ ステップ3: こうして作った文案を日本語教師や外国人に確認してもらい、伝わるかどうか確認します。

ドイツにおいても、近年、政策への導入がみられるが、日本との違いは、法制化を伴っていることである¹⁹。「人間第一」をはじめとする当事者団体は、「やさしいことば」の法制化を求めて、活発な請願活動を実施した(菅谷2020)²⁰。その請願が順調に法制化につながった背景には、障害者の権利擁護の流れがある。ドイツでは1994年に基本法(憲法)が改訂されて3条3項に障害者差別を禁止する一文が書き加えられている。より直接的な追い風となったのは、国連障害者権利条約(2006年)である。ドイツが同条約を2009年に批准して以降、国内法制の整備が進んだ。同条約では2条で「平易な言語」(英語原文 Plain-language ; 「平易」という訳語は障害者権利条約の外務省による訳に基づく)に言及されている。それが、「やさしいドイツ語」を求める運動と結びつき(Maaß 2020: 57-58)、2011年、バリアフリー情報技術令の改定版(Barrierefreie-Informationstechnik-Verordnung: BITV 2.0)で「やさしいことば」という用語がはじめて政府の法文書に採用された²¹。その4条には次のように記されている。

4条 ドイツ手話およびやさしいことばでの説明

公的機関のホームページには、付録2に沿って、次のような説明をドイツ手話とやさしいことば(Leichter Sprache)で用意しなければならない。

1. 主要な内容についての情報

19 法令の一覧は菅谷2020、Maaß 2020。

20 「人間第一」のウェブサイトも参照(<http://www.menschzuerst.de/pages/startseite/wer-sind-wir/verein.php>)。

21 http://www.gesetze-im-internet.de/bitv_2_0/BJNR184300011.html

2. ページについての案内
3. バリアフリーについての方針の主な内容の説明
4. 当該ウェブサイトが存在する、ドイツ手話およびやさしいことばでのさらなる情報の案内

さらに、2002年制定の障害者平等法 (Behindertengleichstellungsgesetz) が 2016年に改訂された際、次のようにやさしいことばに関する条文が加えられた (2018年施行) ²²。

11条 「わかりやすさとやさしいことば」

- (1) 公権力の保有者は知的障害者や精神障害者と、平易なわかりやすいことばで (in einfacher und verständlicher Sprache) 意思疎通を図ることが求められる。(…)
- (2) 第一項による説明が十分でない場合、公権力の保有者は知的障害者や精神障害者の求めに応じて (…) やさしいことばで (in Leichter Sprache) 説明しなければならない。
- (3) 第一項あるいは第二項によって必要な説明のための費用は、当該の公権力の保有者が負担する。(…)
- (4) 公権力の保有者はより多くの情報をやさしいことばで供給することが求められる。(…)

このように言語の特定の変種が法律用語になっているということは、そもそも公用語規定が基本法にないドイツでは特筆すべきことである (Bredel & Maaß 2016: 60)。

法制化の結果、ドイツでは現在、どの政府機関のウェブサイトを見ても、「やさしいことば」は何らかの形で載っているはずである。冒頭にあげたドイツ連邦政府のウェブサイト上の「やさしいドイツ語」の記載は、この法的規定に基づくものである。

このような法制化は、上で述べたような「やさしいドイツ語」の作成・

²² https://www.gesetze-im-internet.de/bgg/_11.html ここであげられた2段階の調整はオストハイダ (2019) でも紹介されている。上記の日本の「やさしい日本語」作成のステップにも影響を与えた可能性がある。

点検が市場を形成し拡大することを強く後押しする効果を持った。点検者としての当事者研修は2011年秋から行われるようになった(Kellermann 2014)。菅谷(2020)が述べるように、『やさしいことば翻訳者』『やさしいことば点検者』と呼べるような新しい職種と職域が生まれ、新しいビジネスとして動きはじめているのである。既に「やさしいドイツ語」翻訳事務所は数十をこえ、ドイツ語協会(Gesellschaft für deutsche Sprache)のような言語関連の団体やプロの翻訳者・通訳者団体も、「やさしいドイツ語」をレパートリーに加えるようになっている(Maaß 2020: 177)。ヒルデスハイム大学では、翻訳学・専門コミュニケーション研究所のもとで、「やさしいドイツ語」に焦点を当てた「バリアフリー・コミュニケーション」修士課程が設けられている。こうして、やさしいことばの公的な認知は、当事者の雇用の創出という当初のねらいをこえて、新たな言語的な専門家の育成につながっている²³。

他方、法制化には限界も指摘されている。一つは、対象者の限定である。法的に「やさしいドイツ語」を要求できるのは知的障害者・精神障害者に限られる。第二に、「やさしいドイツ語」に訳すことが求められているのは主に公的な情報であり、それは必ずしも当事者の生活上、必要性が高い情報であるとは限らない(Maaß 2020: 61, 64)。また公的なウェブサイトでも義務化されているのは主にそのサイトの概要についての案内である。情報自体は理解できなくてもどのような情報が書かれているかを伝えることで十分だとしていると、その限界を指摘する声もある(Bredel & Maaß 2016: 78)。実際、提供情報を増やすという努力義務はあるものの、機関によって、やさしいドイツ語の情報提供にはかなり差がある。

23 「やさしいドイツ語」の研究を主導するヒルデスハイム大学のマース(Maaß)教授は、品質を保証するために「専門化への転換」(professionalisation turn)が必要だとするが(Maaß 2020: 281)、これは通訳・翻訳業界の雇用対策というねらいもみとれる。人による翻訳は近年、機械翻訳によってその意義が問われているが、マースは、「やさしいドイツ語」の翻訳に際しては、内容の等価性(Äquivalenz)よりも適切性(Adäquatheit)が問われ、受け手の必要に応じた補足説明や具体例を入れるなど、創造性が必要になるため、当面、機械翻訳の導入は考えられないとしている(Maaß 2018: 286, 291-292, Maaß 2020: 158)。

4. 日独の「やさしいことば」をめぐる概念

ここまで、日独で「やさしいことば」をうたう概念に注目してきたが、次に、類似する概念や取り組みとの関係でその位置づけを検討する。

4.1 「やさしい日本語」と「わかりやすい情報提供」

「やさしい日本語」の主な対象は外国人であったが、他方、知的障害者を想定した「わかりやすい表現」の取り組みも行われてきた。あべ (2013:294) は、「『やさしい日本語』をつくっていくなかで、バリアフリーや情報保障の活動は、参考になる点がたくさんあるのではないのでしょうか。」と述べて、両者が補い合えることを提起している。打浪 (2018:100-101) も「外国人向けの〈やさしい日本語〉と知的障害のある人向けの『わかりやすい』情報提供は、今後領域を超えた運動を行うことで、相互に有益な情報源として機能するのではないのでしょうか。(…)それらの展開されている分野において重なっていない領域を互いにカバーし合える可能性がある」とする。打浪 (2019) では、さらに具体的に知的障害者の情報保障と〈やさしい日本語〉の共通・相違点や知的障害領域への〈やさしい日本語〉の応用可能性が検討されている (中島 2021 も参照)。「やさしい日本語」の対象として障害者も挙げられるようになるなか、この二つの動きの接点を模索する動きは今後、より進展することが予想される。

4.2 「やさしいドイツ語」と「平易なドイツ語」

一方、ドイツで、しばしば「やさしいドイツ語」と対になって議論されてきたのが、「平易なドイツ語」(einfache Sprache) である²⁴。「やさしいことば」が主に学習困難者を対象にしているのに対して、「平易なことば」は、より広い範囲を対象とする。主眼はドイツにいるドイツ語を母語としない外国人や読むのが得意でない人一般である。「やさしいことば」は社会参加に重点があるのに対して、「平易なことば」は理解度を向上させることに重点があるとされる。また「やさしいことば」は規則によって規格化されているのに対して、「平易なことば」については特に基準がない。

24 両者の違いについて、詳細は Kellermann 2014, Bredel & Maaß 2016: 526-542.

図2のように、「平易なドイツ語」は、それぞれ規格化されている通常の標準語とやさしいドイツ語の間を埋めるものと理解される。上述の障害者平等法の「平易なことば」(einfache Sprache)の形容詞の語頭が小文字で記されているのに対して、「やさしいことば」(Leichte Sprache)では大文字になっているのは、後者が一般的な意味ではなく、規則化された特定の変種を指すためであると解釈できる。同法で、障害者権利条約にある「平易なことば」よりもむしろ「やさしいことば」に重点がおかれた条文になったことが、ドイツにおける特徴として浮かびあがる。市場の形成という観点からは、どちらに訳すかを指定することができる翻訳サービスも出てきている。

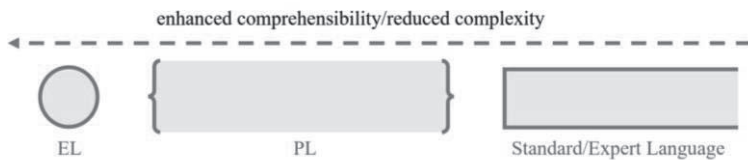


図2 ドイツ語における概念区別の英語による図示

左から、やさしいドイツ語 (EL = Easy Language)、平易なドイツ語 (PL = Plain Language)、標準ドイツ語／専門ドイツ語 (Standard/Expert Language) (Maaß 2020: 158)

公的なウェブサイトを「やさしいことば」と「平易なことば」に訳した比較を行った研究では、両者に異なる傾向がみられた (Hansen-Schirra & Gutermuth 2018)。文や句、語の長さでは、前者の方が後者より、また元の文章より短くなった。一方、総語数では、「平易なドイツ語」版が元の文章より短くなったのに対して、「やさしいドイツ語」版が最も長くなったのである。それは、「やさしいドイツ語」版では、補足説明を加えたり具体例を入れたりするためである²⁵。「平易なことば」には明確な基準がないため、この結果を直ちに一般化して理解することはできないが、こ

25 調査テキストでは、平均的な文の長さ (語数) が元は 16.84 であったのが平易なことばでは 11.61、やさしいドイツ語では 7.44 であった。総語数は、順に 1398、1196、1554 であった (Hansen-Schirra & Gutermuth 2018: 16)。

の二種類は、目的が異なるため、区別を保って適宜使い分けや併用が望ましいとされ (Maaß 2020:167)、すり合わせて統一して区別をなくすという議論はみられない。むしろ、「やさしいことば」は標準語との差異が大きく、違和感を抱く声が多く寄せられたことから (Bock 2014:34)、「やさしいことば」の分かりやすさを残しつつ、「平易なことば」のような、標準語からみた違和感のなさをも活かす第三の変種として「やさしいことばプラス」(Leichte Sprache Plus, Easy Language Plus) の提案も行われている (Maaß 2020: 233)。

4.3 日独の「やさしい言語」の対応関係

以上のように、日本とドイツでは、「やさしいことば」といっても、対象、目的、重点、政策・法制化、また概念化のいずれをとっても、ぴったり対応する点の一つもないと言ってよい。

このように、ずれが多次元にわたっているので比較自体が困難であることをおさえたうえで、あえて対応させるならば、より緩い範囲を指す「平易なドイツ語」の方が、「マインド」を重視する「やさしい日本語」に近い面をもっているように思われる。他方、日本ではむしろ「わかりやすい情報提供」の方が「やさしいドイツ語」に近いと考えられる。例えば全国手をつなぐ育成会連合会が出し、厚生労働省のウェブサイトにも掲載されている「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」²⁶は、ドイツの社会労働省のウェブサイトの『やさしいことばの手引き』²⁷とよく似ている。このガイドラインは、障害者差別解消法施行 (2016) を前に 2015 年に作成されたものであり (打浪 2018: 71, 122, 127)、主に知的障害者を対象にしているとしたうえで、外国人、高齢者、子どもにも言及されている。すなわち、「やさしいドイツ語」が念頭におく主な対象と重なっている²⁸。また、主に視覚情報を念頭においていることも共通している。わかりやすい情報提供は、文字情報に焦点をあてつつ、口頭による補足説明の可能性を

26 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/index.html

27 Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2014) Leichte Sprache. Ein Ratgeber <https://www.bmas.de/DE/Service/Publikationen/a752-leichte-sprache-ratgeber.html>

28 ただしドイツでは、「やさしいドイツ語」が子ども向けとは異なることが強調されることがある (Kellermann 2014)。

含んでいる。またドイツでは、医療機関でやさしいことばへの通訳を提供するサービスを提供するなど²⁹、「やさしいドイツ語」を口頭で用いることをも含む場合があるが、基本は視覚情報である。「やさしいドイツ語」の規則に厳密に従った口頭での自由な産出は考えられないという見解もある(Bredel & Maaß 2016: 29)。

5. まとめと課題

以上みてきたように、「やさしい日本語」と「やさしいドイツ語」は、ウェブサイトでの情報提供に採用されていることや具体的な手引きが作成されていることなど、表面的には類似する現象である。しかし、日本では外国人向けに、ドイツでは知的障害者の要求からはじまった「やさしいことば」の取り組みは、対象範囲を広げてきた点では共通している反面、具体的な進め方では顕著な違いがみられた。ドイツ語母語話者と外国出身者などとの共通語として、あるいは外国人向けの情報提供に焦点をあてて「やさしいドイツ語」を推進するというような、「やさしい日本語」に相当する言語社会的な現象はドイツにはない。また、「やさしいドイツ語」に対応する、主に知的障害者を対象として法的に根拠付けられた、規則化された変種の体系も日本にない。似て非なる日独の「やさしいことば」を参照しあうことで相互に得るものがあるにちがいない。そこで最後に、双方に参考になると考えられる点をいくつかあげたうえで、今後の課題に言及する。

まず、ドイツの「やさしいことば」の取り組みは、日本の知的障害者の社会参加にとって参考になるのではないだろうか。打浪(2018: 53)は、日本の知的障害者に関して言語の問題が焦点化されてこなかったことについて、「家族や支援者の存在があるからこそ、当事者が直接情報にアクセスすることへの必要性自体が不問とされてきたことには、問い直しの余地があるのではないのでしょうか。」と指摘する。その点、当事者の社会参加が言語的な取り組みの出発点となったドイツの動きは示唆に富む。また打浪は、「わかりやすい情報センター」が必要であるとしているが(同: 112)、この点で、ドイツにおける組織化から法制化、制度化への流れは注

29 <https://corona-leichte-sprache.de/page/3-dolmetschen.html>

目に値する。「『やさしい日本語』が言語への難しさを抱える人たちをより広く多様に想定し、どこまで『言語の多様性』を有する人々を支援することができるかが、今後の言語政策の鍵となるだろう。」(打波 2020:24) という点に関しても、認知症の人などを対象として含むドイツでの議論が参照できる。

一方、潜在的には「全ての人」を対象にするとはいえ、直接の受益者とされる人々の範囲が限られるドイツにおいては、「やさしい日本語」に多様な意義を見だし、社会の構成員全体を「やさしいことば」の受益者とみなす日本での議論は有意義でありうる。またドイツでは、通訳などの口頭使用の拡大がみられ (Maaß et al. 2021: 192)、移住者に向けた有用性の検討も始まっている (Oomen-Welke 2020)。口頭使用や言語教育における「やさしいことば」に関する日本の経験はドイツにおける今後の展開にとって参考になるにちがいない。

今後の比較検討課題としては、まず概念操作の違いがあげられる。日本では「マインド」を重視して、日本人が自分の言語使用をわかりやすくなるよう見直すことを「やさしい日本語」に含めたり、外国人向けと知的障害者向けの情報保障を接近させたりする動きがみられるのに対して、ドイツでは、基準を明確化して規則化した「やさしいことば」とゆるやかな「平易なことば」を切り分ける形で議論や実践が展開されてきた。双方の変種をつなぐ第三の変種の提案も、むしろその輪郭を明確にすることで対応が図られている。日本の方は、概念が拡散して輪郭が不明確であるのに対して、ドイツでは概念を限定して定義を明確にする傾向といえよう。このような傾向の違いは、「マイノリティ」という概念が日独で「拡散型」と「限定型」という異なった傾向を示していることから確認できるように (岩間/ユ (編) 2007)、他領域でもみられる。拡散によって広く活用される可能性があるのに対して、限定することで権利内容はより明確になる。さらに比較を進めることで、それぞれの功罪を見極めることができるだろう。

また本稿では、「やさしいことば」に関して、日独の特徴をかなり実体化して比較したが、実際には日独それぞれで異なる立場や見解がある。例えば、日本では、「災害」に重点を置く傾向と「平時」に目を向ける傾向の違いがみられた。またドイツでは、当事者の主体性を強調する当事者団体と、学術的な専門化の必要性を強調する研究者の立場の違いがみられる。

それらの多様性を明確にすることも必要だろう。

さらに、日独をこえた国際比較も課題である。規則化の重視にみられるような規範性の高さは、ヨーロッパの他言語と比較してもドイツ語の特徴と考えられる (Bock et al. 2017: 18)³⁰。一方、本章ではふれることができなかったが、ドイツにおける法的な認知は、ネット空間におけるバリアフリー化をめざす EU の流れなど、ヨーロッパ次元での動きの中で行われているという側面もある。ドイツ以外のヨーロッパ諸国の状況もみていくと、国や言語圏の特徴がより明確になるだろう。日本については、中国、韓国など東アジアの隣国の動きとの関連の検討も興味深い。その際は、本章では扱えなかった、公文書などを一般市民向けにわかりやすくする動きも含めて検討する必要があるだろう。英語圏については、角 (2020) がアメリカの例について多角的に分かりやすくまとめているが、日本との違いは今後の考察課題として残されている³¹。ドイツでは、アメリカの Plain Language に近い概念として「市民に近いことば」(bürgernahe Sprache) があるが、公文書用の概念として、英語圏よりは限定された意味で用いられていると指摘されている (Maaß 2020: 140, 150-152)。ドイツでみられるさまざまな変種を「わかりやすいことば」(verständliche Sprache) の下位区分として位置づける提案もある (Bock & Pappert 2023)。このような階層的な分類自体がドイツの特徴かもしれない。やさしいことばの比較研究は大きな可能性を秘めている。より広い国際的な比較考察のための一つの足がかりを提供すべく、筆者は目下、日独の「やさしいことば」を比較する英語論文を準備しているところである。

使用文献

あべ・やすし「情報保障と「やさしい日本語」」庵他編、2013年、279—298頁。

安東明珠花／岡典栄「ろう児と〈やさしい日本語〉」庵他編、2019年、

30 ヨーロッパの状況の概観は Lindholm & Vanhatalo 2021。

31 なお、角 (2015:130) は、アメリカにおける Plain English を「やさしい英語」と和訳することを提案しているが、Plain English は非専門家 (英語第二言語話者を含むが、そこが焦点ではない) 向けの文章作成を念頭においた発想であり、本章で検討したような特別な変種としての「やさしいことば」とは異なる面が大きい。混乱をまねかないような訳語の調整も今後の課題である。

257 - 273 頁。

庵功雄「マインドとしての〈やさしい日本語〉」庵他編、2019年、1 - 21 頁。

庵功雄編著『「やさしい日本語」表現事典』丸善、2020年。

庵功雄／イ・ヨンスク／森篤嗣編『「やさしい日本語」は何を目指すか：多文化共生社会を実現するために』ココ出版、2013年。

庵功雄／岩田一成／佐藤琢三／柳田直美編『〈やさしい日本語〉と多文化共生』ココ出版、2019年。

岩田一成「『やさしい日本語』の歴史」庵他編、2013年、15 - 30 頁。

岩間暁子／ユ・ヒョジョン編著『マイノリティとは何か—概念と政策の比較社会学—』ミネルヴァ書房、2007年。

打波文子『知的障害のある人たちと「ことば」—「わかりやすさ」と情報保障・合理的配慮』生活書院、2018年。

打波文子「知的障害者の情報保障と〈やさしい日本語〉—一般社団法人スローコミュニケーションのとりくみを例に」庵他編、2019年、225 - 238 頁。

打浪文子「知的障害者向けの「わかりやすい情報提供」の現状と課題—医療に関する情報保障に焦点を当てて」『ことばと社会』22号、2020年、10 - 33 頁。

オストハイダ・テーヤ「『やさしい日本語』から「わかりやすいことば」へ—共通語としての日本語のあり方を模索する」庵他編、2019年、83 - 97 頁。

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」法務省、2020年

加藤好崇（編著）『「やさしい日本語」で観光客を迎えよう—インバウンドの新しい風』大修館書店、2019年。

木村護郎クリストフ「障害学的言語権論の展望と課題 [改訂版]」『社会言語学』別冊Ⅲ、2020年、15 - 33 頁。

木村護郎クリストフ「『やさしい言語』はだれのため？—ドイツの Leichte Sprache（やさしいことば）から考える」第22回「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会報告書（主催：筑波大学「日本財団中央アジア・日本人材育成プロジェクト（NipCA）」、共催：日本言語政策学会多言語対応研究会）、2021年。<<https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>

「やさしいことば」は誰のためか—
「やさしい日本語」とドイツの「やさしいことば」(Leichte Sprache)の比較から 23

[publication/treatises/5304>](#)

木村護郎／クリストフ／リサ・フェアブラザー／シモン・テュシェ／市之瀬
敦／武田加奈子「現代世界における「国際語」の比較研究—言語社会
学的観点から」『Sophia Linguistica』69号、2020年、55—72頁。

出入国在留管理庁・文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライ
ン」、2020年。<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/
kyoiku/pdf/92484001_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/92484001_01.pdf)>

菅谷泰行「ドイツ語圏のやさしいことば」障害学会第17回大会報告、
2020年9月19日 <<http://www.arsvi.com/2020/20200919sy.htm>>

角知行「「Plain English (やさしい英語)」再考—文書平易化運動の観点
から」『ことばと文字』4号、2015年、130—138頁。

角知行『移民大国アメリカの言語サービス—多言語と〈やさしい英語〉を
めぐる運動と政策』明石書店、2020年。

総務省「地域における多文化共生推進プラン(改訂)(令和2年9月)」、
2020年 <[https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_
03000060.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html)>

中島武史「言語的弱者への見えにくい排外主義と対抗理論—障害者を中心
に、外国人・非識字者も視野に入れて」柿原武史／仲潔／布尾勝一郎
／山下仁『対抗する言語：日常生活に潜む言語の危うさを暴く』三元社、
2021年、303—334頁。

やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議「報告書
「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進の在り方」(令和4
年3月)、2022年。

<<https://www.moj.go.jp/isa/content/001381626.pdf>>

Bock, Bettina M., “Leichte Sprache”: Abgrenzung, Beschreibung und
Problemstellung aus Sicht der Linguistik, in: Susanne J. Jekat,
Heike Elisabeth Jüngst, Klaus Schubert & Claudia Villiger (Hg.),
*Sprache barrierefrei gestalten. Perspektiven aus der Angewandten
Linguistik*, Frank & Timme, 2014, 17-51.

Bock, Bettina M., Daisy Lange & Ulla Fix, Das Phänomen „Leichte
Sprache“ im Spiegel aktueller Forschung – Tendenzen,
Fragestellungen und Herangehensweisen, in: Bettina M. Bock, Ulla

- Fix, Daisy Lange (Hg.), „*Leichte Sprache*“ *im Spiegel theoretischer und angewandter Forschung*, Frank & Timme, 2017, 11-31.
- Bock, Bettina M. & Sandra Pappert, *Leichte Sprache, Einfache Sprache, verständliche Sprache*, Narr Studienbücher, 2023.
- Bredel, Ursula & Maaß, Christine, *Leichte Sprache: Theoretische Grundlagen. Orientierung für die Praxis*, Duden, 2016.
- Gross, Sonja, *Leichte Sprache. Grundlagen und Anleitung für eine barrierefreie Kommunikation*, hogrefe, 2023.
- Hansen-Schirra, Silvia & Silke Gutermuth, Modellierung und Messung Einfacher und Leichter Sprache, in: Susanne Jekat, Martin Kappus & Klaus Schubert (Hg.), *Barrieren abbauen, Sprache gestalten. ZHAW Zürcher Hochschule für Angewandte Wissenschaften. (Working Papers in Applied Linguistics 14)*, 2018.
- Kellermann, Gudrun, Leichte und Einfache Sprache – Versuch einer Definition, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 9–11/2014 (Leichte und Einfache Sprache). <<https://www.bpb.de/apuz/179337/leichte-und-einfache-sprache>>
- Lindholm, Camilla & Ulla Vanhatalo (eds.), *Handbook of Easy Language in Europe*, Frank & Timme, 2021, 191-218.
- Maaß, Christiane, Übersetzen in Leichte Sprache, in: Maaß & Rink (Hg.), 2018, 273-302.
- Maaß, Christiane, *Easy Language – Plain Language – Easy Language Plus. Balancing Comprehensibility and Acceptability*, Frank & Timme, 2020.
- Maaß, Christiane & Isabel Rink (Hg.), *Handbuch Barrierefreie Kommunikation*, Frank & Timme, 2018.
- Maaß, Christiane, Isabel Rink & Silvia Hansen-Schirra, Easy Language in Germany, in: Lindholm & Vanhatalo (eds.), 2021, 191-218.
- Maaß, Christiane, Isabel Rink & Christiane Zehrer, Leichte Sprache in der Sprach- und Übersetzungswissenschaft, in: Susanne J. Jekat, Heike Elisabeth Jüngst, Klaus Schubert & Claudia Villiger (Hg.), *Sprache barrierefrei gestalten. Perspektiven aus der Angewandten*

「やさしいことば」は誰のためか—
「やさしい日本語」とドイツの「やさしいことば」(Leichte Sprache)の比較から 25

Linguistik, Frank & Timme, 2014, 53-85.

Nickel, Sven, Funktionaler Analphabetismus – Hintergründe eines aktuellen gesellschaftlichen Phänomens, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 9–11/2014 (Leichte und Einfache Sprache). <<https://www.bpb.de/apuz/179337/leichte-und-einfache-sprache>>

Oomen-Welke, Ingelore, Leichte Sprache und Einfache Sprache bei Deutsch als Zweitsprache, in: Bernd Ahrenholz & Ingelore Oomen-Welke (Hg.), *Deutsch als Zweitsprache* (Deutschunterricht in Theorie und Praxis Bd.9), Schneider Verlag Hohengehren, 2020, 415-422.

Rink, Isabel, Kommunikationsbarrieren, in: Maaß & Rink (Hg.), 2018, 29-65.

